

軌道業の旅客運賃変更認可申請書

札幌市



札交経第 814 号
平成 28 年(2016 年) 11 月 9 日

国土交通大臣
石井 啓一 様

札幌市長 秋元 克広

軌道業の旅客運賃変更認可申請書

下記のとおり旅客運賃の変更をいたしたく、軌道法第 11 条第 1 項の規定に基づき、申請いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所

札幌市 札幌市長 秋元 克広
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 1 番地

2 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別紙に記した額を上限として別途定める額

3 変更しようとする運賃を適用する路線

一条線・山鼻西線・山鼻線・都心線
中央図書館前～中央図書館前 8.9 キロメートル

4 変更が必要な理由

札幌市の路面電車の運賃は、平成 26 年 4 月の消費税率改定に伴い、同年 10 月に普通運賃を除き定期運賃などへの転嫁を行いました。平成 4 年 4 月以降、本格的な運賃改定は見送ってきたところです。

この間、札幌市では、乗車人員の減少傾向が続き、経営状況の悪化が見込まれたことから、平成 13 年より、路面電車のあり方などの存廃議論を行ってきたところであり、その方向性について広く市民議論などを行い、平成 17 年には、市民の意向や路面電車が持つ人や環境に優しい特性、都心のまちづくりへの寄与の可能性などを踏まえ、存続を決定しました。

その後、「札幌市路面電車活用計画 ループ化編」(平成 24 年)を策定し、「札幌市軌道運送高度化実施計画」(平成 25 年)の認定を受けるなど、路面電車を活用したまちづくりを進めているところです。

これらの計画等に沿って、平成 27 年 12 月には、営業路線を延長するループ化部分(都心線:0.4 km)を開業したほか、新型低床車両の導入(3 両)など、利便性、快適性の向上を図ったところであり、今後も低床車両の増強や停留場のバリアフリー化などを進めてまいりたいと考えております。

また、これらの整備を進めていく一方で、路線のループ化や運行情報システム導入等による修繕・保守費などサービス水準の維持に要する費用や動力費の増加、車両の老朽化対策などに係る費用などの増加も見込まれるほか、路面電車の経営は依然として厳しい状況であり、今後の収支の見通しにおいても現行運賃では収支改善を図ることは困難な状況です。

については、路面電車が、今後も公共交通機関としての役割を担い、経営の安定化を図りつつ、利用者へのサービスや利便性を維持し、さらに向上させるためには、運賃として利用者の方々にご負担いただくことが必要であり、運賃の変更について申請するものです。

5 添付資料

- (1) 収入原価総括表
- (2) 条例改正に関する市議会議決証明書

別紙 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

現 行	申 請
<p>軌道業の旅客運賃の計算方法及び適用方法</p> <p>第1 旅客運賃の計算方法</p> <p>1 普通旅客運賃</p> <p>(1) 大人は、<u>170円</u>均一制とする。</p> <p>(2) 小児は、大人旅客運賃の半額とし、計算上生じた10円未満の端数を10円単位に切り上げた額とする。</p> <p>(3) 幼児は、これを小児とみなして取扱う場合を除き無賃とする。乳児は無賃とする。</p> <p>2 普通定期旅客運賃</p> <p>(1) 1か月定期旅客運賃は次のとおりとする。</p> <p>ア 通勤定期旅客運賃</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>7,550円</u></p> <p>イ 通学(大人)定期旅客運賃</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>5,250円</u></p> <p>ウ 通学(小児)定期旅客運賃</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3,150円</u></p> <p>エ 通勤通学定期旅客運賃</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>6,400円</u></p> <p>(2) 3か月定期旅客運賃は次のとおりとする。</p> <p>ア 通勤定期旅客運賃</p>	<p>軌道業の旅客運賃の計算方法及び適用方法</p> <p>第1 旅客運賃の計算方法</p> <p>1 普通旅客運賃</p> <p>(1) 大人は、<u>200円</u>均一制とする。</p> <p>(2) 現行のとおり</p> <p>(3) 現行のとおり</p> <p>2 普通定期旅客運賃</p> <p>(1) 1か月定期旅客運賃は次のとおりとする。</p> <p>ア 通勤定期旅客運賃</p> <p style="padding-left: 20px;">普通旅客運賃(大人)を60倍し、3割3分引をしたらうえ計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。</p> <p>イ 通学(大人)定期旅客運賃</p> <p style="padding-left: 20px;">普通旅客運賃(大人)を60倍し、5割2分引をしたらうえ計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。</p> <p>ウ 通学(小児)定期旅客運賃</p> <p style="padding-left: 20px;">普通旅客運賃(大人)を60倍し、7割引をしたらうえ計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。</p> <p>エ 通勤通学定期旅客運賃</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤定期の額と通学(大人)定期の額の合計額の半額(往復)とし、計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。</p> <p>(2) 3か月定期旅客運賃は次のとおりとする。</p> <p>1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して計算上生じ</p>

現 行

21,520円

イ 通学(大人)定期旅客運賃

14,960円

ウ 通学(小児)定期旅客運賃

8,970円

エ 通勤通学定期旅客運賃

18,240円

申 請

た10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。

收入原価総括表

(単位:百万円)

科目	H27実績	H28推計	平年度(H29~H31)合計		増収額 C=B-A	増収率(%) C/A x 100	
			現行(A)	申請(B)			
収入	旅客運賃	1,107	1,122	3,384	537	15.9	
	定期外	974	969	2,839	497	17.5	
	定期	133	153	545	40	7.2	
	運輸雑収	52	68	205	0	0.0	
	計	1,159	1,190	3,589	537	15.0	
	営業外収入	72	64	188	0	0.0	
	合計	1,231	1,254	3,777	537	14.2	
	原価	人件費	731	788	2,158		
		修繕費	211	262	767		
		経費	242	272	862		
諸税		0	0	0			
減価償却費		150	151	530			
計		1,334	1,473	4,317			
支払利息		13	11	44			
雑支出		2	0	0			
合計		1,349	1,484	4,361			
差引損益		-118	-230	-584			
配当所要額	0	0	0				
再差引損益	-118	-230	-584				

議案第17号 28.10.31
可決

札幌市電車乗車料金条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市電車乗車料金条例の一部を改正する条例

札幌市電車乗車料金条例(昭和45年条例第34号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項第1号中「170円」を「200円」に改め、同項第2号中「90円」を「100円」に改める。
- (2) 第3条第1項の表普通定期料金の項中「7,550円」を「8,040円」に、「21,520円」を「22,910円」に、「5,250円」を「5,760円」に、「14,960円」を「16,420円」に、「3,150円」を「3,600円」に、「8,970円」を「10,260円」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

路面電車に係る乗車料金を改定し、路面電車事業の経営健全化を図るため、本案を提出する。

原本と相違ないことを証する

平成28年(2016年)11月 2日

札幌市議会議長 鈴木健雄